

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	水俣市

## 水俣市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 水俣市産業建設部 農林水産課  
所在地 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1 番 1 号  
電話番号 0966-61-1632  
FAX 番号 0966-63-5547  
メールアドレス norin@city.minamata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ヒヨドリ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	熊本県水俣市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	306千円 0.30ha
	果樹（デコポン等）	6,92千円 1.23ha
ニホンジカ	水稲	196千円 0.19ha
	果樹（デコポン等）	6,992千円 1.09ha
	造林木（剥皮、食害）	25,750千円 10.90ha
アナグマ	水稲	0千円 0ha
	果樹（デコポン等）	11千円 0.20ha
ヒヨドリ	果樹（デコポン等）	8,276千円 12.94ha

(2) 被害の傾向

<p>① イノシシ 捕獲頭数は横ばいであるが、水稲、野菜等と一年中被害が絶えない。</p> <p>② ニホンジカ 近年の捕獲頭数は増加傾向であり、杉、桧の成木の剥皮被害や、植林後の新芽食害など被害が恒常的に発生し、また、水稲・果樹への食害・剥皮被害も発生している。</p> <p>③ アナグマ 主に果樹や芋等に被害を与えており、近年被害が顕在化している。</p> <p>④ ヒヨドリ 主に果樹に被害を与えており、近年被害が顕在化している。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥獣名	年度	品目	被害面積 〈推定〉	被害額 〈推定〉	捕獲数 (有害)
イノシシ	令和 2	水稲	1.19ha	1,263千円	475頭
	3	水稲、 果樹	0.86ha	1,010千円	326頭
	4	水稲、 果樹	1.53ha	7,298千円	519頭
ニホンジカ	令和 2	-	-ha	-円	337頭
		造林木	8.40ha	25,218千円	
	3	水稲、 果樹	2.15ha	2,204千円	729頭
		造林木	8.40ha	25,218千円	
	4	水稲、 果樹	1.28ha	6,385千円	913頭
		造林木	10.90ha	25,750千円	
アナグマ	令和 2	果樹、 芋	-ha	-円	27頭
	3	果樹、 芋	-ha	-円	64頭
	4	水稲、 果樹	0.20ha	11千円	60頭
ヒヨドリ	令和 2	果樹	-ha	-円	0羽
	3	果樹	0.89ha	1,210千円	0羽
	4	果樹	12.94ha	8,276千円	0羽

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	軽減率 (%)
イノシシ	1.53ha 7,298千円	1.07ha 5,108千円	30%
ニホンジカ	農) 1.28ha 6,385千円	0.89ha 4,469千円	30%
	林) 10.90ha 25,750千円	7.63ha 18,025千円	
アナグマ	0.20ha 11千円	0.14ha 7千円	30%
ヒヨドリ	12.94ha 8,276千円	9.05ha 5,793千円	30%

アライグマ	0 h a -千円	0 h a 0千円	0%
-------	--------------	--------------	----

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会に依頼し、予察により箱罠、くくり罠及び銃器等により年間を通じて有害鳥獣捕獲を行うとともに、被害発生に応じて農家等の自衛捕獲者が自衛による捕獲を行っている。</p> <p>市単独予算で新規狩猟免許取得者に補助を行っている。</p> <p>I C Tを活用したシカ捕獲の実証試験にも取り組んでいる。</p>	<p>猟友会隊員の高齢化、担い手不足等の問題があり、捕獲体制の整備を行っていくことが必要である。</p> <p>また、猟友会隊員の勤務等により、出猟日が限られているのが、現状である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>有害獣の農地への侵入防止柵の設置に係る費用の一部を市単独で助成している。</p> <p>国の鳥獣被害防止総合対策事業、県のえづけSTOP!事業を活用し、集落において設置する柵の補助を行っている。</p> <p>森林組合が事業主体となりシカ等森林被害防止対策事業を活用し、シカ被害防止ネット等を設置している。</p>	<p>生産者の高齢化や生産意欲の衰退から耕作放棄地の増加が懸念される。</p> <p>また、鳥獣を寄せつけない集落づくりを推進するため、指導や研修等を行い住民の意識向上を図る必要がある。</p> <p>なお、市財政の都合から助成できる数に限りがあり住民の要望に十分応えられていないのが現状である。</p>
生息環境管理その他の取組	—	—

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害の軽減に向けて、引き続き、効果的な捕獲を実施するとともに、集落全体の取り組みとして、えづけSTOP事業や鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、防衛及び自己防衛の意識を高め、座談会や放棄作物の始末、有害鳥獣の追い払い、防護柵の設置等に関する研修会を開催し、周知・徹底を図っていく必要がある。</p> <p>また、新規狩猟免許取得者にも引き続き補助を行い、有害鳥獣捕獲従事</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

者の充実を図る。

さらに、特定外来生物であるアライグマについては、令和2年度に初めて捕獲実績があり今後、農作物への被害が懸念されるため、防除実施計画に基づき防除従事者の養成に取り組み防除体制の強化を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会水俣支部から推薦された会員を鳥獣被害対策実施隊員に任命し捕獲を行う。

(4班体制、68名)

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6から R8	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ヒヨドリ、アライグマ	市単独で、新規狩猟免許取得者で、猟友会に入会した者に対し、狩猟免許取得費の一部を助成し、捕獲従事者の増員を図っていく。 また、地元高校とも連携し箱わなの製作やICTの活用、鳥獣被害に対する意識を高める活動を行っていく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画にあたっては、鳥獣保護管理事業計画・第二種特定鳥獣管理計画・広域連絡協議会の検討結果等に則し捕獲数を設定する。イノシシ、ニホンジカにおいては、水俣市・芦北町・津奈木町の年間捕獲計画合計頭数を「イノシシ：3000頭」、「ニホンジカ4000頭」とし、過年度の捕獲実績を考慮して3市町で捕獲計画頭数を按分する。

##### ① イノシシ

農地だけではなく、市内での出没・被害報告が多数あり、被害軽減を図るため、効果的な捕獲が必要であることから、750頭の捕獲を目標とする。

##### ② ニホンジカ

近年、捕獲数が大幅に増加している傾向にあり、今後、被害の拡大も予想されることから、2,000頭の捕獲を目標とする。

##### ③ アナグマ

捕獲数が増加傾向にあり今後も被害の拡大も予想されることから、170頭を目標頭数とする。

##### ④ ヒヨドリ

近年被害が顕在化していることから、50羽を目標頭数とする。

⑤ アライグマ  
目撃情報及び捕獲数は少ないが、当面10頭を目標数とする

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	750頭	750頭	750頭
ニホンジカ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
アナグマ	170頭	170頭	170頭
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
アライグマ	10頭	10頭	10頭

**捕獲等の取組内容**

イノシシ、ニホンジカは、箱わな、くくりわな、銃器等により市内全域において年間を通し捕獲を実施する。

アナグマ、ヒヨドリについては、時期や場所など被害の状況に応じて、箱わな、銃器等により市内全域において捕獲を実施する。

アライグマについては、農作物被害だけではなく生態系への被害も懸念されるため、市内全域において特定外来生物の防除実施計画に基づき箱わなにより捕獲を実施する。

また、国有林及び周辺の民有林や農地におけるシカ被害対策のため、国有林内やその周辺での捕獲も積極的に推進する。

捕獲にあたっては、関係法令等を遵守し、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の策を講じるものとする。

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

ライフル銃は散弾銃に比べ弾道距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動する鳥獣の捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
水俣市全域	ニホンジカ、アナグマ、アライグマ

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ アナグマ アライグマ	電気柵設置 設置件数40件 設置面積5.5ha	電気柵設置 設置件数40件 設置面積5.5ha	電気柵設置 設置件数40件 設置面積5.5ha
	金網柵、ワイヤーメッシュ 柵設置 設置件数4件 設置面積20ha	金網柵、ワイヤーメッシュ 柵設置 設置件数4件 設置面積20ha	金網柵、ワイヤーメッシュ 柵設置 設置件数4件 設置面積20ha

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ アナグマ ヒヨドリ アライグマ	<p>市広報誌に被害防止に関する普及啓発について掲載。</p> <p>掲載内容は、えづけSTOP事業等を活用した取り組み内容や、有害鳥獣の追い払い、放任果樹の撤去、防護柵の設置や捕獲に関する事項など地元住民の取り組みに関することとする。</p> <p>また、必要に応じて上記取り組みについて現地研修も行っていく。</p> <p>ほかにも、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵等の設置、適切な管理に</p>	<p>市広報誌に被害防止に関する普及啓発について掲載。</p> <p>掲載内容は、えづけSTOP事業等を活用した取り組み内容や、有害鳥獣の追い払い、放任果樹の撤去、防護柵の設置や捕獲に関する事項など地元住民の取り組みに関することとする。</p> <p>また、必要に応じて上記取り組みについて現地研修も行っていく。</p> <p>ほかにも、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵等の設置、適切な管理に</p>	<p>市広報誌に被害防止に関する普及啓発について掲載。</p> <p>掲載内容は、えづけSTOP事業等を活用した取り組み内容や、有害鳥獣の追い払い、放任果樹の撤去、防護柵の設置や捕獲に関する事項など地元住民の取り組みに関することとする。</p> <p>また、必要に応じて上記取り組みについて現地研修も行っていく。</p> <p>ほかにも、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵等の設置、適切な管理に</p>

	ついて各地区と連携し指導していく。	ついて各地区と連携し指導していく。	ついて各地区と連携し指導していく。
--	-------------------	-------------------	-------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

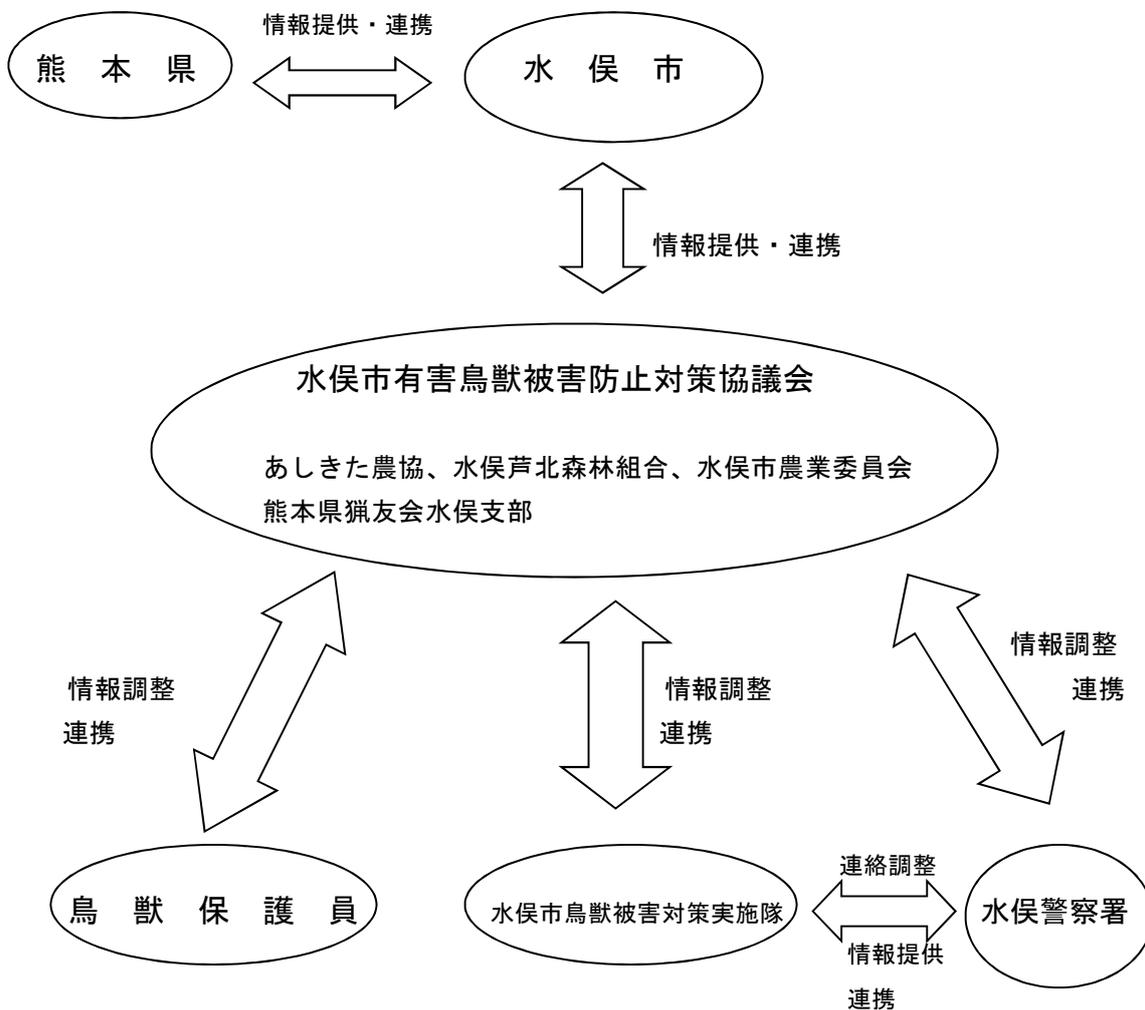
年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—
—	—	—
—	—	—

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
水俣市役所危機管理防災課	関係機関への連絡、住民避難誘導等
水俣警察署	住民避難誘導等
熊本県猟友会水俣支部	追払い、(場合により)捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、法令に基づき放置することなく回収し、やむを得ない場合は生態系に影響を及ぼさないよう埋設処理する。イノシシやシカの処分については、広域的な処理施設の設置も含め検討が必要である。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—

皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
水俣市農業委員会	耕作放棄地の情報収集及び指導、鳥獣被害関連の情報収集
あしきた農業協同組合	農作物被害の情報収集、農家等との連絡調整、被害等情報の提供、営農指導
水俣芦北森林組合	被害情報等の提供、林業経営指導(被害防止指導)
熊本県猟友会水俣支部	有害鳥獣捕獲活動、防除指導
水俣市	情報提供、助言、指導、有害鳥獣捕獲許可、会の総括、事務局、関係機関と連携し、事業の実施
水俣警察署	市街地、緊急捕獲活動に係る情報提供や連携、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
捕獲隊員(猟友会) 鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動
熊本県芦北地域振興局 (農業普及・振興課、林務課)	情報の提供、助言、指導、野鳥鳥獣の保護、協議会オブザーバー
熊本県農業共済組合八代・	有害鳥獣関連情報の提供

芦北支所 芦北出張所	
熊本南部森林管理署	シカ被害協定事業推進に係る連携
広域連絡協議会	被害状況調査や効果的な被害対策の検討など 被害防止対策に係る総合的な取り組み推進に 係る連携
芦北町・津奈木町	施策展開に係る情報共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を平成25年4月1日から導入し、農林業等に係る被害の原因となっている有害鳥獣の捕獲及び被害防止施策等に取り組んでいる。なお、実施隊員は、市長が任命し、実施隊長は熊本県猟友会水俣支部長が務め、定数は90名以内である。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシの誘因となっている耕作放棄地について、可能な限り解消を図るものとする。  
ニホンジカの生息地等に関する情報収集を関係機関と連携して行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

当被害防止計画については、計画期間を令和6年度から令和8年度（3年間）とし、被害状況、捕獲実績等を検討したうえで、必要に応じて計画内容の変更（見直し）を行うこととする。  
計画内容の変更は原則、年度ごとに行うものとする。  
但し、計画内容の変更が緊急を要する場合にあってはこの限りでない。